

第 2 3 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年10月 3日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 熱田区役所市民課は全国からの郵便請求窓口となって戸籍謄本などの証明書交付手数料を郵便小為替にて毎日大量の公金収受を行っているが、金種ごとの日計表、週計表なり月計表を作成していないと聞き及ぶので、公金管理の集計表をつくらぬ根拠を求めます（以下「本件公開請求①」という。）。

(2) 平成26年 9月分の郵便小為替収受一覧が日計、週計なり月計で作成済なら開示を求めます（以下「本件公開請求②」という。）。

(3) 平成26年 9月中に郵便為替を指定金融機関に現金化の為入金処理と思うがこの日計表の開示を求めます（以下「本件公開請求③」という。）。

2 同月16日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭での意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

公金管理で、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在すべきものとしてこの異議申立てへ。もし用済後に廃棄なら名古屋市職員として事情を説明

すべき義務を逸脱した非公開決定を主張する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件異議申立ての対象となる行政文書は作成しておらず不存在である。また、異議申立人は、存在すべきものと主張しているが、本件異議申立ての対象となる行政文書が作成されるべきものであるとは考えていない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

- (1) 名古屋市会計規則（昭和39年規則第 5号）第10条において、本市に属する公金の収納及び支払いの事務は指定金融機関をして取り扱わせるものとしており、指定金融機関制度を採用している。
- (2) 指定金融機関制度を採用している場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 156条第 1項において、現金に代えて証券で納付することが認められている。
- (3) 当該証券のうち、ゆうちょ銀行が発行する為替証書（以下「郵便為替」という。）は、同項第 1号に基づき、総務大臣告示（平成19年 9月28日）により指定されており、収入手続上、現金と同様に取り扱われるものである。
- (4) また、名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年達20号）第15条第 2項において、現金又は証券が同封されていた文書は、現金等収配簿に登載の上、会計管理者又は現金出納員へ送付すると定められており、実施機関においても当該文書を作成していると認められる。

3 本件異議申立ての対象となる行政文書について

- (1) 本件異議申立ての対象となる行政文書は、以下のとおりと解するのが相当である。

ア 本件公開請求①について

収受した郵便為替について、金種ごとの集計表を作成しないことの根

抛がわかる文書（以下「本件請求文書①」という。）。

イ 本件公開請求②について

平成26年 9月に収受した郵便為替の集計表（以下「本件請求文書②」という。）。

ウ 本件公開請求③について

平成26年 9月における定額小為替を現金化する際の日計表（以下「本件請求文書③」という。）。

(2) 本件請求文書①について

ア 収受した郵便為替については、規則等において、金種ごとの集計表の作成が定められているものではない。

イ 事務処理上必要があるものとして定めがない以上、実施機関が金種ごとの集計表を作成していないことに何ら不自然な点はなく、本件公開請求文書①が存在する必然性は考えにくい。

(3) 本件請求文書②について

ア 実施機関において収受した郵便為替は、上記 2(4) のとおり、現金等収配簿に記録していることが認められる。

イ 当審査会において現金等収配簿を見分したところ、郵便小為替が同封されていた文書ごとにその金額を記載する欄はあるものの、金額に係る集計欄は設けられていない。

ウ 現金等収配簿に金額に係る集計欄が設けられていない以上、集計表としての性質を有するものとは認めがたく、上記(2) で述べたとおり、金種ごとの集計表の作成が定められていないことからその他に本件公開請求文書を作成する必要性は考えにくい。

(4) 本件請求文書③について

ア 上記 2(3) のとおり、郵便為替は、現金と同様に取扱われるものであることから、通常、現金化することなく収入の処理を行っており、本件公開請求文書③を作成する必要性は考えにくい。

イ なお、発行日から 6ヶ月が経過した郵便為替については、そのままでは納付することができないことから郵便局で現金化することとなっており、実施機関において、現金化前後の金額を確認するための文書を作成していることは認められるが、当審査会で見分したところ、単に現金化前後の金額の確認のために用いられるものであり、集計表としての性質を有しているものとは認められない。

4 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

5 したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないと認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年12月24日	諮問書の受理
平成27年 1月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月20日	実施機関の弁明意見書を受理
3月13日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
10月28日	異議申立人の意見陳述等申出書を受理
平成30年 5月18日 (第 8回 第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成31年3月22日 (第15回 第 1小委員会)	調査審議
令和元年 5月 9日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久